

# 記載例

## 婚姻届

令和〇年〇月〇日届出

届出する日付を記入してください。

氏名は、戸籍のとおりに楷書で記入してください。  
 ※外国籍の人の氏名は、氏と名に区分し、カタカナで氏・名の順に記入してください。（漢字圏の国の人を除く）また、外国籍の人の生年月日は「西暦」を付けて記入してください。

※記入には、消せるボールペンは使用しないでください。

※届書は、ていねいにご記入ください。

※この届出で、住所異動等の手続きをすることはできません。

（転居や転出等をする場合には、この届出とは別に住所異動の手続きが必要です。）

※外国籍の人との婚姻には、添付書類が必要となりますので、届出前に窓口へあらかじめご相談ください。

成年者2名の証人が必要となります。証人がそれぞれ自筆で署名してください。  
 （※証人の押印は任意です。）

住所欄は、届出をする時点での住所（住民登録しているところ）を記入してください。  
 住所に方書（アパート名等）ある場合も、漏れがないよう記入してください。

再婚の場合は、その事由に☑を付け、日付も記入してください。

同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事（世帯の中で一番収入のある人）について、該当する番号に☑を付けてください。

群馬県桐生市長 殿

(1) 氏名	夫 桐生 賢人	妻 織姫 充希
生年月日	〇〇年〇月〇日	〇〇年〇月〇日
(2) 住所	群馬県桐生市 織姫町 1番地 1号 アパート 織姫アパートA305号室	群馬県みどり市 笠懸町 鹿5678番地 2号 アパート
(3) 本籍	群馬県桐生市本町〇丁目 12番地	栃木県足利市本城〇丁目 2145番地 1
父母及び養父母の氏名	父 美原 和雄 続き柄 長男 母 桐生 光江 養父 桐生 一郎 続き柄 養子 養母	父 織姫 武史 続き柄 二女 母 織姫 夏子 養父 続き柄 養子 養母 続き柄 養女
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☑夫の氏 新本籍（左の☑の氏の人が入籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 群馬県桐生市菱町〇丁目1235番地 5	
(5) 同居を始めたとき	☑平成 〇年〇月〇日（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください。）	
(6) 初婚・再婚の別	☑初婚再婚（☐死別 ☐昭和 ☐平成 ☐令和）年 月 日	
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事	☑妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）	
(8) 夫妻の職業	夫の職業 妻の職業	
届出人署名	夫 桐生 賢人 印	妻 織姫 充希 印
事件簿番号	昼間の連絡先 夫 090(8888)7777 妻 080(1234)5678	

証人

署名	清瀬 義夫 印	仲町 桜子 印
生年月日	〇〇年〇月〇日	〇〇年〇月〇日
住所	群馬県桐生市相生町三丁目 220番地 の1号	栃木県足利市本城三丁目 2141番地 ハイツ本城D203
本籍	群馬県桐生市相生町三丁目 220番地 1	東京都新宿区歌舞伎町 一丁目4番

本籍欄は、都道府県名から記入してください。  
 ※外国籍の人は「国籍 〇〇〇〇」と記入してください。

父母が離婚や死亡している場合も、「父母の氏名」欄の記入は必要です。  
 養父母がいる場合は、その氏名を記入してください。

この届出で夫妻の婚姻後の新しい本籍が定まります。  
 ※ただし、氏を名乗る人がすでに戸籍の筆頭者である場合、新本籍は定めることができません。  
 例：夫の氏を称する場合、夫がすでに戸籍の筆頭者になっているときは、新本籍の欄は空欄とします。

新本籍を「住居表示区域」に定める場合は、土地の番地のほかに「〇番〇号」という住居番号のうちの「〇番」にあたる街区符号も使用できます。  
 記入例：群馬県桐生市〇〇町一丁目〇〇〇番地  
 群馬県桐生市△△町二丁目〇番

「結婚式をあげたとき」または「同居をはじめたとき」のうち、早いほうの年月を記入してください。  
 ※届出する時点でどちらもしない場合は、記入不要です。

届出人がそれぞれ自筆で署名してください。※届出人の押印は任意です。

日中、連絡のとりやすい電話番号を記入してください。

